

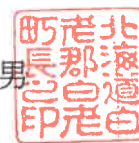
入札の公告

公募型プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年4月1日

白老町長 大 塩 英 男



1 業務名 白老町重層的支援体制整備事業 実施業務委託

2 業務の目的

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制を構築し、既存の支援制度では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対して、多機関が協働して対応することで、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる包括的な支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 業務の内容

「白老町重層的支援体制整備事業実施業務委託仕様書」のとおり。

主な委託項目は以下のとおりとする。

- 福祉事務所未設置町村相談事業：生活困窮者等の窓口設置、訪問支援、生活保護該当者へのつなぎ等。
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業：世代や属性を超えた交流の場（居場所）の整備、地域プラットフォームの形成、フードバンク事業との連携等。
- 参加支援事業：社会とのつながりを作るための就労支援、マッチング、定着支援等。
- アウトリーチを通じた継続的支援事業：ひきこもり状態にある方の潜在的ニーズの早期発見、SNS や訪問による信頼関係の構築等。

(3) 担当部署

〒059-0904 白老郡白老町東町4丁目6番7号 白老町総合保健福祉センター内

担当：白老町保健福祉部 福祉課 福祉支援係

TEL：0144-82-5541

E-Mail：fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp

(4) 提案限度額：22,000,000円（税込み）

#### 4 公募型プロポーザルの実施理由

本業務は、単に価格のみによる競争では目的を達成できない恐れがあり、福祉分野における高度な専門知識、多機関との調整能力、及び地域資源を活用する創造的な企画提案が求められることから、受託候補者を公平かつ適切に選定するため。

#### 5 実施の公表

##### (1) 公表方法

白老町公式ホームページによる公告

##### (2) 公表日

令和8年4月1日（水）

#### 6 実施説明会の開催の有無

開催しない

#### 7 実施要領の質疑等

##### (1) 方法

質問表（様式自由）を添付し、電子メールにて送信すること。

担当：白老町保健福祉部 福祉課 福祉支援係

E-Mail：fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp

※電話・口頭などでの個別対応はしません。

##### (2) 受付期限：令和8年4月9日（木）まで

回答期間：受付日から4月13日（月）まで

回答方法：電子メールにて回答

#### 8 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(4) 福祉分野における相談支援業務、または地域福祉推進業務の受託実績を有すること。

- (5) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の専門職を配置し、迅速かつ適切な支援体制を構築できること。

## 9 参加意向表明

### (1) 参加表明書提出期限

令和8年4月20日（月）

<受付時間> 役場開庁日の午前8時45分から午後5時00分まで

### (2) 提出書類

参加表明書（様式第1号）と次の必要書類①②③を添付のうえ、持参または郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。（提出期限必着）

① 会社概要（様式別紙のとおり）

② 類似業務実績報告書（様式第2号）

③ 暴力団排除に関する誓約書（様式第7号）

<提出先> 〒059-0904 白老郡白老町東町4丁目6番7号

白老町総合保健福祉センター内

担当：白老町保健福祉部 福祉課 福祉支援係

### (3) 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果については、「提案資格審査結果通知書」（様式第3号）により令和8年4月23日（木）頃に通知します。

## 10 提案書作成要領

### (1) 作成方法

別紙「白老町重層的支援体制整備事業 企画提案書作成要領」による。

### (2) 提出先

〒059-0904 白老郡白老町東町4丁目6番7号

白老町総合保健福祉センター内

白老町保健福祉部 福祉課 福祉支援係

### (3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）とする。

### (4) 提出期限

令和8年4月30日（木）まで

<受付時間> 月～金曜日の午前8時45分から午後5時00分まで  
但し、祝祭日は除く。

### (5) 提出部数

15部

## (6) 提案書の取り扱い

- ① 提出された書類については、変更を認めない。また、理由の如何に関わらず返却はしない。ただし、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めること、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができる。
- ② 提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると白老町が判断した場合は、白老町と受託者との双方協議を行い解決する。

### 1.1 応募の辞退

#### (1) 提出方法

プロポーザル参加辞退届（別記様式）により、持参又は郵送により提出すること（提出期限必着）

#### (2) 辞退書提出期限

令和8年5月1日（金）

### 1.2 プレゼンテーションの実施

提案については、上記1.0による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

#### (1) 実施時期

令和8年5月18日（月）頃予定《提案者には後日通知する》

#### (2) 実施方法

プレゼンテーションは、選定委員に対して提案説明（20分）、選定委員から提案者への質疑と応答（15分程度）を提案者ごとに行う。

提案説明に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクターは本町で用意できるが、その他の必要な機材に関しては事前に申し出を行い、許可された場合のみ会場に持ち込むことができる。なお、出席者の上限は3名までとする。

### 1.3 受託候補者の特定

#### (1) 選定委員会の設置

重層的支援体制整備事業委託事業者選定委員会（以下、選定委員会）が受託候補者を選定する。

#### (2) 審査内容

提案書、プレゼンテーション内容を下記の項目に基づき評価、採点した合計点の最高得点のものを選定する。

#### (3) 評価項目点数配分

別紙「白老町重層的支援体制整備事業 企画提案書作成要領」による。

(4) 失格事由

白老町業務発注に係るプロポーザル方式実施要綱第18条に規定する提案資格を満たさないこととなった場合。

1.4 結果の通知・公表

(1) 結果の通知

令和8年5月21日(木)頃(予定)に結果通知書により通知する。

(2) 公表内容

契約業者名及び契約金額、その他必要な事項

(3) 公表方法

白老町公式ホームページにて掲載する。

1.5 非特定理由の説明要求

(1) 要求方法

書面にて理由を求めることができる(様式任意)

(2) 要求期間

通知日の翌日から起算して7日以内

1.6 事業スケジュール

手続き	予定時期
実施の公表	令和8年4月1日(水)
質疑受付の締切	令和8年4月9日(木)
質疑に対する回答	受付日～令和8年4月13日(月)
参加表明書提出期限	令和8年4月20日(月)
参加資格確認の通知	令和8年4月23日(木)
提案書提出期限	令和8年4月30日(木)
プレゼンテーション	令和8年5月18日(月)頃予定《提案者に後日通知》
結果の通知・公表	令和8年5月21日(木)頃予定《提案者に後日通知》
非特定者説明要求	通知日の翌日から起算して7日以内
契約の締結	令和8年6月上旬～中旬予定

## 17 その他

- (1) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者特定後、受託候補者と協議のうえ、業務委託契約の仕様書の確定を行う。なお、当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加、削除等を行うことができる。
- (3) 採用した提案書等の著作権は白老町に帰属する。
- (4) 本プロポーザルに関し、提案者は、この実施要領に定めるもののほか、白老町業務発注に係るプロポーザル方式実施要綱、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。

## 18 担当部署

〒059-0904

白老郡白老町東町4丁目6番7号

白老町総合保健福祉センター内

白老町保健福祉部 福祉課 福祉支援係

TEL：0144-82-5541（直通）

FAX：0144-82-5561

E-Mail：fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp